

令和 7 年度

大規模園芸経営体育成事業 募集要領

事業に関する要綱・要領、各種申請様式等は、宮城県農政部園芸推進課の下記ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/>

第 1 事業の目的

本事業は、「宮城の将来ビジョン」及び「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる園芸産出額目標の達成に向け、販売額の拡大に寄与する施設及び機械等の整備に関する事業計画の認定を受けた農業法人が行う事業の経費について、みやぎ発展税を活用して補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することで、将来にわたり、本県園芸生産の主要な担い手となる年間販売額 1 億円を超える大規模園芸経営体を育成するために実施するものです。

第 2 募集期間

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）から毎月末金曜日まで（各地方振興事務所必着）

（予算上限に達し次第、募集終了とします）

第 3 事業実施計画の事業内容・要件等

事業内容	大規模園芸経営体育成事業実施計画の達成に必要な先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備又は取得 ※ 土地の取得は除く。（施設整備箇所が水田転作ほ場である場合に限り、盛土、客土等の小規模基盤整備に係る経費も対象とする。） ※ 汎用性の高い機械等を除く。 ※ 水道引き込み工事、下水道工事、電源一次工事等は除く。 ※ 消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等は除く。 ※ 修繕、更新及び移設費用は除く。 ※ 生産に該当しない施設及び機械等は除く。
事業実施主体	県内で園芸生産を行っており、年間販売金額 1 億円以上を目指す農業法人。 （事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。） ※ 県税に滞納や未納がないこと。 ※ 農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。
対象品目	みやぎ園芸特産振興戦略プランに掲げる重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目） 主な経営品目として過去 3 年以上の栽培実績、若しくはそれに相当する栽培経験があるもの。

採択要件	以下に掲げるすべての要件を満たした大規模園芸経営体育成事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 (1) 事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。 (2) 事業実施後、目標年次の年間販売金額（売上高）が3千万円以上増加し、かつ1億円を上回ることが見込まれる計画であること。 (3) 雇用者が1名以上増加すること。 (4) 生産販売計画、収支・資金繰り計画、雇用導入計画、施設及び機械等の整備又は取得計画が適切なものであること。 (5) 施設園芸にあつては、すでに環境計測機器等を設置して環境制御技術に取り組んでいること、又は取り組むこと。みやぎ環境制御技術交流ネットワーク（令和3年7月28日設立）に加入するなど、環境制御技術セミナー等に積極的に参加し、環境制御技術の向上に努めること。また、知事から環境制御装置等で記録したデータの提供依頼を受けた際は応じること。 (6) 大規模露地園芸にあつては、機械化一貫体系等であること。
------	--

第4 事業実施計画作成の注意点

本事業は、「富県宮城の実現」の成果を県内各地域で享受できるように、技術高度化等による農業生産の増大と雇用創出を目的としております。施設及び機械等の整備又は取得による生産規模の拡大等にあたっては、十分な事業計画の策定が重要となります。

このため、事業実施を希望する場合は、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部やみやぎ産業振興機構等の支援機関へ相談いただくとともに、計画作成に向けた指導・助言を受けた上で計画を作成いただくようお願いします。

第5 申請方法

1 申請先

事業実施計画を作成の上、事業実施箇所を所管する県地方振興事務所（農業振興部）に申請してください。

なお、事業実施計画の作成に当たっては、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部等へ相談いただくとともに、助言・指導を受け、十分に検討した上で作成願います。

2 提出書類

申請に必要な書類は下記のとおりです。提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

なお、提出書類等は返却致しません。

- (1) 実施計画承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 実施計画書（別紙1）
- (3) 法人定款、登記簿謄本、決算書（3か年）の写し
- (4) 図面・配置図
- (5) 事業箇所の位置図
- (6) 仕様書及び実施設計書（別紙2）
- (7) 納税証明書
- (8) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (9) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙4）
- (10) BCP（事業継続計画）を示す書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

第6 事業計画の審査及び認定

1 事業審査

募集終了後に、外部委員による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業実施計画の妥当性や事業の成長性、事業の目標、生産販売計画や収支・資金計画の妥当性、経営体の財務状況等について審査を行い、認定する事業実施計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者には事業実施計画に基づき15分間程度の説明をしていただきます。

2 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な見地から事業審査会で審査する事業実施計画を決定する場合があります。（事業審査会に進めない場合があります。）

3 審査結果の通知

事業実施計画の審査結果については、後日、園芸推進課から申請者宛て通知いたします。

なお、不認定の理由についての問い合わせには応じられません。

第7 補助事業の実施

1 補助金交付申請等

事業実施計画の認定を受けた事業実施主体は、大規模園芸経営体育成事業補助金の交付を受けることができます。交付申請及びその後の手続きについては、事業実施主体に対して別途お知らせします。

2 公表

交付決定となった場合には、事業実施主体名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表します。

3 補助事業期間

事業実施主体における事業期間は、交付決定日から令和8年2月末までを目安とします。

事業の着手（施設及び機械等の入札を含む）は、原則として、補助金の交付決定後に行うことになります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

4 補助金の支払い

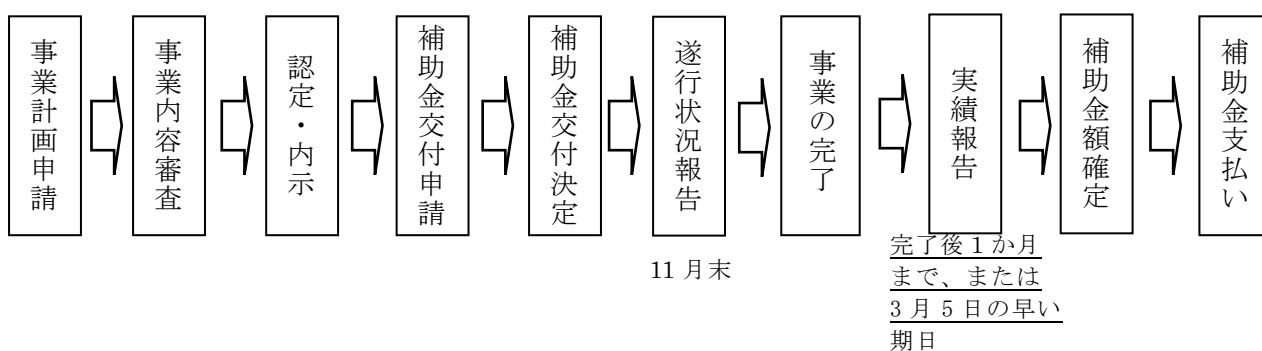
原則として補助金の支払いは、補助事業の完了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

5 状況報告

事業実施後3年間、運営状況を報告いただきます。

（計画目標未達成の場合は3年後以降も継続して報告いただきます。）

第8 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
農政部園芸推進課先進的園芸推進班

TEL:0224-53-3289 FAX:0224-53-3138
TEL:022-275-9250 FAX:022-275-0296
TEL:0229-91-0717 FAX:0229-23-0910
TEL:0225-95-7809 FAX:0225-95-2999
TEL:0226-24-2534 FAX:0226-22-1606
TEL:022-211-2723 FAX:022-211-2849